

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第三十一号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項第三十三号中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。